

令和 6 年度町政懇談会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 10 月 9 日（水）14:00～15:31
- 2 場 所 キャッスルきさい 1 階多目的室（埼玉県加須市）
- 3 出席者 伊澤町長、平岩副町長、森副町長、舘下教育長、横山復興推進課長、朝田戸籍税務課長、中野農業振興課長、藤本建設課長、中里住民生活課長、相楽健康福祉課長、木幡教育総務課長兼生涯学習課長、高橋課長補佐、松原支援員（13 人）

4 町民出席者 31 人

5 町長あいさつ概要

今年度の町政懇談会は、双葉町の復興状況について、特定帰還居住区域復興再生計画と第 2 期帰還意向調査について、双葉町住宅再建支援事業について説明し、皆さまからのご質問やご意見に丁寧にお答えするとともに、その他のご意見、ご要望等についても意見交換させていただき、今後の町政運営にいかしてまいりたい。

○町内復興の取組について

1) 駅西地区生活拠点等の整備について

町民の皆さまの帰還や就業者、移住者向けの生活環境を整備していた駅西住宅は、今年 5 月に全 86 戸が完成し、現在 74 戸に入居されている。昨年 2 月に開所した双葉町診療所では、週 3 日を基本に内科の診療を行っており、臨時の休診等については、町公式ホームページにおいて随時発信するので確認いただきたい。

2) 駅東地区の整備について

駅東地区は商業を中心とした賑わいを形成するエリアとして整備を進めており、役場庁舎北側の隣接地に建設中の商業施設は、イオン東北株式会社の入居が決定し、令和 7 年度中のオープンを予定。スーパーマーケットがオープンすることで、町内における生活環境が大きく向上し、双葉町にお住まいの方、復興に携わっている方々の日常生活を支えるとともに、これから町内で居住を検討されている方々にとっても、重要な判断材料となることで、更なる帰還、移住定住を促進し、居住人口の増加に弾みがつくものと考えている。町体育館跡地に建設予定の商業施設（飲食店）の整備も進めており、入居する 3 軒の事業者も決定している。昼間から夜間の飲食まで、利用される方々が幅広く食を楽しめる施設となる予定。

3) アクティビティエリアの整備について

双葉町復興まちづくり計画（第三次）において、中野産業団地と復興祈念公園、中間貯蔵施設に挟まれた約 15 ヘクタールの農地を中心とした土地を、アクティビティエリアとして整備する方針を打ち出し、事業化の検討を進めてきた。住民意向調査や復興町民委員会において、かつて海浜公園で整備されていたキャンプ場やバーベキュー場の再整備を求める意見が多く寄せられていることから、アウトドアゾーンをはじめ、運動交流広場など

の配置を検討。また、民間活力を積極的に活用し、初期費用の抑制を図りながら段階的に整備を進めてまいりたいと考えている。

4) 次に特定復興再生拠点区域内の営農再開への取組について

除染後の農地保全管理については、本年度で終了。来年度からの営農再開を目標としているが、既に町内では営農再開に取り組んでいる個人の農業者の方や農業法人によって、今年は約4ヘクタールの農地でブロッコリーなどの栽培が始まっている。

また、農地の基盤整備やほ場整備事業の実施に向け、各地域における調整が進んでいると聞いており、地元のご意向を踏まえ、本格的な営農再開に向けて、担い手の確保とともに一体的に取り組んでいく。

5) 町内の防災対策について

昨年度から防災行政無線の運用を開始し、屋外スピーカーだけでなく、災害時の緊急情報や防災情報を確実に伝えるため、町内に居住されている方、事業者等に対し戸別受信機の貸し出しを行っている。本年7月には、双葉町消防団第二分団に消防ポンプ自動車を配備。旧車両と比べ資機材を豊富に積載できるようシャッタータイプにするとともに、900リットルの水を積載しており火災現場で消火栓に接続することなく、速やかな消火活動を開始することが出来るようになった。引き続き、第一分団にも配備を進めるとともに、今年度中に町内2ヶ所に備蓄倉庫を配置していく。

6) 町内の学校再開について

基本構想では、「英語教育と国際理解教育を基盤とするグローバルな人材育成」を“目指す学び”のひとつとして位置付けている。双葉町学校設置検討委員会では、先進地視察を行うなど、学校施設の構成や配置計画について議論が交わされており、町内での学校再開に向けて、検討を進めていく。

6 説 明

- | | |
|------------------------|------------|
| (1) 双葉町の復興状況について | (横山復興推進課長) |
| (2) 特定帰還居住区域復興再生計画について | (中里住民生活課長) |
| (3) 第2期帰還意向調査について | (中里住民生活課長) |
| (4) 双葉町住宅再建支援事業について | (中里住民生活課長) |

7 懇談概要

(長塚一 男性)

双葉町埼玉自治会として町長に要望がある。9月28日の双葉花火は大変すばらしく、ぜひ来年度の埼玉自治会活動で双葉に行き、一泊して花火を見たいという話がありました。町長にはこの双葉花火を来年も継続してもらえよう要望したい。

(伊澤町長)

双葉花火は、双葉町が主催したものではなく福島煙火協会が主催したもので、国の補助金事業が使われている。現在、町内居住人口は147人だが、5,000人以上の人たち

が来町される非常に評判の良い事業だった。来年度は福島煙火協会でのような対応をするかにより、双葉町も関わり方が変わってくる。この取組が、どうしたら継続できるのか検討していきたい。

(下条 男性)

2点質問がある。昨年の町政懇談会で、自費でもいいので除草を頼めないか質問をした。それに対し、現在どのような取組をされているのかお聞きしたい。もう1点、加須市に済生会病院という大きな病院が出来たので、そこを町の健康診断の受診対応病院に入れていただきたい。

(中里住民生活課長)

除草剤についてですが、一世帯に除草剤10本の配布というのを続けている。その他に双葉町商工会の加入事業所で除草等を頼める業者の紹介なども昨年度から続けている。その他についてまだ説明できない状況ではあるが、皆さんにお知らせ出来るよういろいろ検討している。

(相楽健康福祉課長)

町の健康診断で、済生会加須病院を受診対応の病院にというご質問ですが、確認してご連絡させていただきたい。

(郡山 男性)

去年の町政懇談会で時間の関係上、続きは日を改めてやりますと閉会に至りましたが、その後開催されなかったのはなぜか説明いただきたい。

(平岩副町長)

去年の懇談会で、引き続き町政懇談会を開催してほしいというご要望が出ましたが、当時の担当からは井戸川さんとは折り合いがついたと聞いていた。町としては改めて加須を対象に、町政懇談会を開催する考えはありませんし、日程も合わなかったということもある。その点についてはご了承いただきたい。

(郡山 男性)

私から再開の申し入れをしましたが、日を改めて開催するということで打ち切ったのは町ですから。ご了承ではなく、開催しなかった理由を説明してください。

(伊澤町長)

終了予定時刻を過ぎたので、次またやりましょうと話したのは私も記憶にある。しかし、その担当が配置替え部署替えで確認が取れてなかった。その後、井戸川さんと連絡をして調整がつかなかったと報告を受けている。

(郡山 男性)

それで終わるわけにはいかない。やると言ったのは執行部ですから。

(伊澤町長)

今日この場で、その判断をするようなスケジュールを持ち合わせておりませんので、日程調整等をさせていただきたい。

(郡山 男性)

日程を調整するということでした承した。その他、双葉町が原発事故の収束を確認されたのかどうか、どなたかお答え願いたい。

(中里住民生活課長)

現在、緊急事態宣言が継続中である。避難指示がでている状況で帰還困難区域もすべて解除になっていないので、収束しているとは言いがたいという状況である。

(郡山 男性)

収束もしていないのに、復興計画があるのはおかしいのではないか。事故が収束していないのに町民を戻すというのは違うと思わないのか。

(伊澤町長)

収束はしていないと先ほど住民生活課長が説明したが、1号機から4号機までの廃炉に対する取組については安定的に対応している。東京電力の1号機から4号機までの発電所からの放射線物質の飛散拡散は、今のところを確認していないし、安定的な取組をしているということでこのような対応になったと考えている。

(郡山 男性)

それでは結論を申し上げる。平成24年3月7日に、私が双葉町長並びに双葉町災害対策本部長として第一原発に事故の収束の検査に入った。安全確保協定に基づく検査である。そこに入ったときに、当時の担当常務、あるいは第一原発の所長に事故の収束を尋ねたら「収束していません」と答えている。3月7日に行った時の3月8日の民報新聞を見てほしい。収束していないっていうことの記述がある。大きな津波があった場合に到達してしまうことは前から知っていたのに、東京電力は隠していた。経済産業省、国全体、中央防災会議も同じである。福島県も知っていて隠していた。復興復興と言っているが、町民の皆さんは事故から救済されていない。それと、広島長崎ではいまだに裁判をやっているが、健康手帳を下さいと裁判をしている。被ばくしたかしないかによって差別されている。多くの双葉町民は被ばくしている。3月11日にほとんどの人が被ばくしているから、救済を急ぐべきだと私は思う。復興はしなくてはならないが、その前に、町民の健康の権利を守る対応をしていただきたい。

(伊澤町長)

町民の皆さんが原子力災害を体験したことは、まぎれもない事実である。町民の一部の人が、福島原子力災害の賠償、原告団ということで裁判をしている。結果、勝訴ということで、町・双葉町議会と連携をして即座に水平展開、県、その他にも働きかけをしている。一方で、今回の追加賠償は平成30年までの期間であり、双葉町の最初の避難指示解除が令和4年8月30日なので、最低限令和4年8月30日までの賠償に応じるよう、東京電力、並びに原子力損害賠償紛争審査会の会長に申し入れをしている。

(郡山 男性)

町長の答弁で欠落しているところを補正するが、原子力損害賠償法により東京電力は無過失・無限責任ということで責任を重ねているので、令和4年までの賠償で打ち切りを我々は考えてはいけない。町民の皆さんも、東電はもう賠償は終わったと言うので誤解しているが、原賠法で明記されているので無過失・無限責任なので、町民のために頑張っていたきたい。

(伊澤町長)

先ほどの令和4年8月30日というのは、特定復興再生拠点区域の避難指示解除までの年月を具体的に明示しているもので、「最低でもそこまで」という意味で、それ以外の帰還困難区域は戻れる状況ではないため継続していると考え。具体的な数字が明示できるものとして、その日だということでこのような取組みをしている。

(郡山 男性)

もう一度くどいですが、私は双葉町長として事故の収束を確認していない。現場に入って「収束していません」という答えももらっている。従って「まで」という言葉は双葉町に存在しない。町長もしっかり胸に留めて、これから町民のための救助救済を頑張ってください。

(伊澤町長)

私も十分理解しているので、その取組は今後ともしっかりと継続していきたい。

(新山 男性)

平岩副町長にお聞きする。東電に対して個人で賠償を求めていくのはこれ以上限界であると感じたため電話で相談した件だが、その後どうなったか。

(平岩副町長)

担当に確認したところ、個人の東電賠償に行政が入って仲介する場を設けるのは、難しいということである。NDF、原子力損害賠償・廃炉等支援機構があるので、そちらの説明会等そのような機会を利用していきたい。

(新山 男性)

個人では対応できないので、平岩副町長に行政で東電の社員を呼んでほしいと相談した。行政が中間に入り、東電のある程度判断できる社員を呼んでもらいたい。個人的な事ということで無理なのか。

(中里住民生活課長)

担当課として話をさせていただくと、東電との直接交渉は個人では限界があると思う。そちらについて、東電と直接交渉すること以外にADRへの申し立てもある。裁判等もあるので、先ほど平岩副町長が申し上げたNDFというのは原子力損害賠償・廃炉等支援機構で、公正な弁護士にいろいろご相談をして、その弁護士が賠償についてのご相談を受け付ける取組を行っている。すでにご存知かもしれませんが私の方で改めて案内しますので、そういったこともご検討いただきたい。

(新山 男性)

いろんなところに電話はしている。言っていないかわからないが、原発事故当初は金額が高かった。だから弁護士もいろんな弁護士が引き受けてくれたが、13年過ぎると、金額的に少ない。だから、弁護士までマイナスになる場合もあるみたいで、ちょっと諦めている返事が多い。だから個人でやるしかない。その中で、行政として町民の生命財産を守るという責務があるので、その中で先ほど言ったように、中堅の人と話し合いができる場を設けてもらえば、自分としては助かるが、それも難しいということか。

(中里住民生活課長)

繰り返しになって恐縮だが、やはり町が仲介という形で東京電力と皆様の間を橋渡しするのは、賠償に関しては行っていないということである。先ほど申し上げたADRは、説明やご相談は無料で、原則として1回1時間の限度で6回まで利用いただける。町はどうしても介入することは出来ない。弁護士への相談をして、多分様々なケースをお調べいただいたと思う。役場職員が東電と町民の方の間に入るということは、していないのでご理解願いたい。

(新山 男性)

わかった。伊澤町長にお聞きしたい、よく東電の社長が来て、賠償問題から収束とかデブリを取るとか話すが、伊澤町長もいろんな場面で協力要請はしていると思うが、社長が

言う事と、社員が言う事は違っている。同じ会社で社長が言っていることが、本当に末端の社員まで浸透しているかどうかというのは、伊澤町長しか知らない。我々は直接社長と会うことは出来ないので、町民がこんな事言っているということで社長に声を届けていただきたい。

(伊澤町長)

社長とは年に数回お会いしているし、我々の方から要求書というのを提出している。私自身が一番納得していないのは、今回の賠償制度は最低限の賠償だとうたっている。そのようにうたっていながら、その提言が定型化しているということにすごく疑問を感じている。とりあえずは、この賠償額で皆さん我慢してください、あとは一人一人の個別案件によってしっかりと対応しますと言っているが、それが出来ていないというのは、これは私も今の発言の考え方と一緒にある。これは一人一人の被害、実情、実態というのは違うわけで、それを丁寧に聞き取って対応しますと言っているから、そのように対応いただきたいと話はしていきたい。東京電力としてしっかり承りましたと言うが、そのあとの、このようにしましたというのがほとんどないのが現状である。我々もこのことに関してどうなっているか、今後、より詰めてやっていきたいと思っている。

(新山 男性)

それともう1つ、今週の月曜日、双葉町に墓参りに行ったが、家がまだあるのでその周りを見たら、更地の雑草が本当にすごいことになっている。個人的に草刈機を買って、自分の土地だから自分で除草しなさいと言われても、なかなか難しいと思う。それから、除草剤も年10本頂いているが間に合わない。毎月、双葉町に行く機会があるわけでもない。その辺は行政として、個人の私有地だからとなると思うが、何か特別な方法がないのかなといつも思っている。

(伊澤町長)

解体して、除染をした家というのは、個人個人の私有財産である。そこに行政が携わることは、あってはならないものだが、皆さん全国に避難されているということで、町の取組として除草剤を提供している。除草剤だけでは、草の半分しか押さえることが出来ないというのは、私も双葉に住んでいるから承知しているが、どうしたらいいだろうというのは常に考えている。草刈りなどを行う組織を立ち上げようといういろいろ動いたが、残念ながら現在、戻っている人が余りにも少ない。組織として草刈りとか何か対応できないか、震災前でしたらシルバー人材センターとかもあったが再開できるような状況ではない。ボランティア組織で、まずはじめの段階として、公共用地、前田川の河川、これはクリーンアップ作戦で皆さんよく草を刈ったのを覚えていると思うが、それをやる人たちに報酬というよりも燃料代として、過度な報酬を支払うことは適切ではないということで、燃料代として出してやってもらうというのは、段階的にやっている。草刈りの対応につきましては町内業者にいろいろお願いしたが、どうも草刈りの料金に関して、料金が非常に高いので何とかならないかと切実なお話が各会場で出ている。それに関して、どのようにしたらいいのか悩んでいるが、草を刈る組織を作って、ボランティアと言ったらおかしいが、動ける人達で個人の土地に勝手に入ってしまうとそれも法律違反になってしまうので、各個人の承認を得て草刈りをやることは考えている。ただし、それに関しては、その働く人達が時間をかけてやるので、無償とはいかない。その部分が非常に悩ましいところで、検討が始まっているところである。

(下長塚 男性)

帰還困難区域というのは、山田から鴻草まで非常に面積があるわけで、先ほどの説明で帰還意向調査をやり、帰還したいという方は屋敷と道路の除染があるという説明であったが、国道288号から山田地区を見ると10年経って、非常に深い藪になっている。今回、道路や屋敷だけを除染しても5年10年したら、また藪になってしまう。ぜひとも広域を除染することを希望するのでよろしくをお願いしたい。

(伊澤町長)

皆さんによく伝わっていないのではないと思うが、まず線除染でやる部分と、帰還を希望すると意思表示された方の家と、その敷地だけではなくて道路と農地が隣接していた場合は、農地の方も全部ではないが、ある程度の部分は除染する。山田地区の国道288号を車で走行すると、森林というか林になっている状況。それを何とか改善したいということで国の方とも交渉して、ある程度の幅に関しては、生活圏や道路の際として農地の除染も今回するようになっている。

(下長塚 男性)

浜野地区は、50mくらいは除染してもらった認識だったので、聞いたら20mぐらい田んぼを除染すると。全部除染してもらいたいので、それを是非とも考えていただきたい。

(伊澤町長)

ルール上は線除染の20m除染っていうのは大体決まっているが、農地に関して、例えば田んぼが横長であったときに、20m除染でやってしまうと、そのお宅の生活圏の田んぼは中途半端になる。そういった場所に関してはしっかりその区域、区画で除染をするような体制をとるということで、国からは説明を受けている。

(郡山 男性)

2点ほどお願いしたい。先ほど、第2期の帰還意向調査の話が出た。実は前回も国にも話したが、なぜ中間貯蔵施設区域内に住所を持っている町民は、アンケート調査対象にならないのか。そこにいても、今回の対象エリアとは違うので、アンケートはとらないと言ってきている。今回やるような場所に住みたいと考えているかもしれない。なぜ町民全員を対象にアンケートを取らないのか。双葉町の住民でありながら結果的に今回やる第2期が終わっても中間貯蔵施設区域内には住めない。中間貯蔵施設区域以外にも住みたいと考えている方もいる。そういうアンケートの取り方はできないのか。国がやるからではなくて、町からの依頼でどうにかならないのかというのが1点である。

もう1つは、中間貯蔵施設区域、私も区域内に家がある。最初スタートしたときに、環境省からの一方的な説明が2回ほどあった。そのあとは町から特に説明もなく、地権者であっても説明がなく、町長の苦渋の決断で区域内に入りました。現在もそのような状況が続いている。8月2日に双葉町に入ったが、まだ泥棒が入っている。私の家はまだしっかりしていて雨漏りもしていない。そんな状況で中間貯蔵施設区域の意味合いとしては、環境省の管轄だから、もともとは東電の事務的な責任だが、環境省も係わっている。町としては一切タッチしない形になるのか。そこのところを知りたい。町長の苦渋の決断で判断した訳だから教えていただきたい。

もう1つは、東京電力への対応で1月4日に東電に対して要求書を出している。内容として3点ほど大きく載っている。要求書だから当然回答があって然るべきと考えているが、出した要求書に対しての回答は町のホームページにも載っていない。東電からの回答が無いのか、回答は来ているが掲載していないのか、非常に知りたいところである。要求書とし

て出しているから、必ず回答を出させて掲載していただきたい。大きく3点、細かく言うと10点要望しているので、その中身について再度見ていただいて、1月4日の要求書の後に回答書を載せてほしい。

最後にもう1つ、東電の関係で、先ほど前町長から2012年3月7日に調査に入った話があったが、伊澤町長になられてから施設について、原子力の安全について、そういう点検をしているのかどうか1度お尋ねしたい。以上3点について、よろしく願いたい。

(中里住民生活課長)

アンケートの帰還意向調査の対象者は、震災当時お住まいになっていた住宅が特定帰還居住区域の中にあつた方であり生活圏となっていた方と指定があるので、中間貯蔵施設の敷地内の方については対象外となる。また、1月4日の東京電力への要求書に回答があるかどうかについては、回答はない。こちらは引き続き、町としても回答を求めていく考えでいる。

(伊澤町長)

中間貯蔵施設の判断の検討と、井戸川前町長が東京電力に入城しているが、伊澤はどのような対応をしているかとの質問である。

まず中間貯蔵施設に関しては、これはどんな事であっても100%の賛成ということは難しいだろうということで、環境省の方には、反対されている方に無理に話を進めることは無いように、丁寧に説明を尽くして理解をもらって許可をいただくと、そういう取組をするよう話をした。

一方で、当時の震災前の地価の半分、50%に減額して国が買い上げる話があった。これは大熊町と連携して、この災害は双葉町大熊町、そして住民の皆さんが起こした問題ではない、国の原子力エネルギー政策の犠牲がこの状況になっている。よって、地価は最低限震災前の料金にするとということで、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金の方から約百数十億補填をし、その部分には所得税等の公共事業の5,000万控除があり、地価の50%プラスアルファの交付金で充当した部分はお見舞金ということで税金が掛からない。十分だと思ったわけではないが、まず皆さんに話をして理解をもらう。そのような事から始まったように記憶している。

また、双葉町の中間貯蔵施設のエリアは5平方キロメートルで、そのうち25%が町有地で、原則町有地に関しては地上権設定をしている。賃借で貸してあるだけで売っているわけではない。2045年までに県外最終処分は法律で決まっているが、もし出来なかったとしても2045年の町執行部の人たちが判断できるようにと考えている。

東京電力の入城については、コロナで入れなかった年が1年だけあったが、毎年私自身、東京電力の構内、管理区域も含めて現場確認をしている。

(郡山 男性)

中里課長から説明されたが、実際中間貯蔵施設区域内だと、双葉町民と見られていない感じで、町の動きがわからない状態になった。そのようにアンケートをとって、希望者がいるか把握するというやり方だが、今回このように説明して動いている。前のときは中間貯蔵施設エリア内を除くと書いてなかった。今回のアンケートの対象者はあくまでも色を塗った部分の人たちだけということか。それが1つ目。

なぜ今中間貯蔵施設の話をしたかということ、最終的な判断は町長がしました。最終的に苦渋の決断をしたという表現している。ただ苦渋の決断をするにあたって、地権者との対話なり、議論等は全然されていない。議会とか区長会に聞いたのは知っている。今になっ

て考えてみるとなぜ、そこに住んでいる町民との対話をしないで進めたのか、それは非常に疑問だった。

(伊澤町長)

今の質問で、住民との対話を判断するにあたってという話は、住民説明会にはかなりの回数、出席している。住民の皆さんの意見を聞いていない訳ではなくしっかり聞いている。

(中里住民生活課長)

中間貯蔵施設区域内の町民をアンケート調査の対象から外したことに关しては、2020年代をかけて、帰還意向のある方についてのご自宅及びその生活圏等を解除というようになっているので、中間貯蔵施設のことについて改めて説明することではないし、2020年代をかけて、帰還意向のある方をお戻しするという条件の中である。中間貯蔵施設区域内の住民の方にアンケートをしたら、2020年代をかけて帰還意向を示せば戻れることになると思うと紛らわしい話になってしまうので、今回は中間貯蔵施設区域を除く帰還困難区域が対象である。

(郡山 男性)

わかった。説明というか対話とかではなくて、地権者との説明会の中で参加人数が非常に少ない。したがって、町長からは十分な対話なり議論をして動くことにした。私も最終的に、ここを中間貯蔵施設にすると判断したのは、伊澤町長だったと思うから、町として地権者の気持ちはどう受け止めたのか。環境省から聞いて判断したか、そのことをすごく疑問に思ったので、そこのところだけお答え願いたい。

(伊澤町長)

中間貯蔵施設に关しては、今でも反対の方がいる。一方では理解を示し、土地を売却した方、地上権を設定している方いろんな人がいる。結果だけから見ると、双葉町の中間貯蔵施設の面積5平方キロメートル、そのうちの民有地に关しては、90%以上の承諾を得ている。このことから、住民の皆さんの理解を得られていると判断している。

(郡山 男性)

90%以上の理解を得ていると言われたが、最終的に中間貯蔵施設エリアとしてしまったら、住民としてはそこにいつまでも土地を持っているか、売って他に行くかという判断である。理解したからではない。やむを得ず売らなければならない、そこに住めないこともわかっているから判断された方が非常に多い。そこのもぜひ町長には理解してほしい。全員が、90%が中間貯蔵としてエリアをつくるということに賛成したわけではない。仕方なく手放したという方が結構いる。

(郡山 男性)

同じ中間貯蔵施設区域内に居住地もすべての財産も持っているのだから、なぜあなたがアンケートの対象から外したのか。その権利はあなたにあるか。私にそうすると伺ったことがあるか。アンケートの話を1回でもしたことはあるか。勝手にあなたが決められる、何か権利があるなら答えてほしい。

(中里住民生活課長)

私に権利があるとかそういった話ではなく、今回の特定帰還居住区域の中で2020年代をかけて帰還意向のある方をお戻しするという条件の中で、その対象区域に住んでいた町民にアンケート調査をした。私に権利があるとかないとか、そのような話ではない。

(郡山 男性)

裁判の過程から出てきたことだが、東京電力の準備書面の中に、私を旧居住者という呼

び名で書かれている。旧居住者、東京電力は行政判断出来ないにもかかわらず、私を旧居住者という名前で呼んだというのはこれ名誉毀損。だから、裁判をやっていない皆さんも、おそらく旧居住者と軽々しく東京電力から扱われている可能性もある。町は住民登録のある住民を双葉町民として認めている。町として東京電力には厳重に注意願いたい。

(伊澤町長)

ご指摘の部分に関しましてはしっかりと調べまして、もしそのような事情があれば、しっかりと東京電力の方には申し入れをしたい。

(下条 男性)

こちらの方に避難している方で希望する方々で、新元気農園という形で、皆さんと和気あいあいやってきた。10数年やったが、最初に「楽をしてやりましょう。双葉弁で話しましょう。」ということで、楽しく耕作してきた。おかげさまで、町からの助成金もいただき、足りない分は自分たちでお金を出し合って、初期の目的を達成されたので、解散することにした。今まで使っていたものを整理し畑を綺麗にしてお返しし、貸してくださった人のご厚意にもふれ、皆さんと楽しくやらせていただいた。長い間ご支援いただいたことに感謝を申し上げたい、ありがとうございました。

閉会 15 時 31 分